

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市金倉町川東土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年6月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	直井 一義	丸亀市金倉町685番地	平成19年5月10日
〃	宮武 好美	〃 〃 1196番地1	〃
〃	松下 信幸	〃 〃 1339番地	〃
〃	西川 英樹	〃 〃 1527番地	〃
〃	直井 喜義	〃 〃 1707番地	〃
〃	松浦 稔	〃 〃 1748番地	〃
〃	大前 正治	〃 〃 1493番地1	〃
監 事	樋笠 義則	〃 〃 1000番地	〃
〃	脇 宏二	〃 〃 1315番地	〃
〃	松田 政雄	〃 〃 1979番地1	〃

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	直井 一義	丸亀市金倉町685番地	平成19年5月11日
〃	亀井 義則	〃 〃 764番地2	〃
〃	宮武 好美	〃 〃 1196番地1	〃
〃	松下 信幸	〃 〃 1339番地	〃
〃	大前 績	〃 〃 1480番地1	〃
〃	直井 勉	〃 〃 1592番地	〃
〃	松浦 稔	〃 〃 1748番地	〃
〃	高木 延雄	〃 〃 1960番地1	〃
監 事	村杉 初雄	〃 〃 1178番地	〃
〃	脇 宏二	〃 〃 1315番地	〃
〃	直井 保憲	〃 〃 1604番地	〃